

【お知らせ】認定最終年度を令和9年度まで延長しました。

令和4年度～令和9年度認定分 美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金 (対象技能実習生等用)

R7.4.1 時点版

美作市内の事業所における人材確保を支援するため、技能実習生等を新規雇用等した事業所に対し奨励金を交付します。

奨励金額

奨励金の額 **2万円** (対象技能実習生等1人当たり) を対象事業所に交付します。

対象事業所

次のア～ウの全ての要件に該当する事業所が対象です。

- ア 市内に住所を有する事業所
- イ 雇用保険適用事業所
- ウ 対象技能実習生等を雇用する事業所

※市税の滞納がある場合 (徴収猶予を受けている場合を除く。)、風営法届出事業者、宗教団体等は対象外

対象技能実習生等

次のア～エの全ての要件に該当する技能実習生等が対象です。

- ア **令和4年4月1日から令和10年3月31日までの間に**

(ア) 新たに雇用保険被保険者資格を取得した者

又は

(イ) 雇用保険被保険者資格取得者で、在留資格区分を変更した者

(例：技能実習1号→技能実習2号、技能実習2号→特定技能 等)

イ 技能実習、特定技能、特定活動等の在留資格を有するものであること。

ウ 美作市の住民基本台帳に記録があること。

エ 過去において雇用促進奨励金の交付対象となった者でないこと。

※各在留資格を通じて、同一人に対して1回のみの交付となります。

手続き その１ 認定申請手続

対象事業所は、対象技能実習生等の雇用保険の被保険者資格取得届を提出されたら、「認定申請書」に次の書類を添付して提出してください。

(添付書類)

- ①対象技能実習生等一覧表
- ②法人登記簿謄本（個人事業主の場合は事業概要のわかるもの）
- ③在留カードの写し（表面・裏面）

手続き その２ 交付申請手続

交付申請手続の提出時期は、手続き その１の認定申請手続を行った年度の翌年度で、かつ、対象技能実習生等の雇用保険被保険者資格取得日 又は 在留区分変更日から 12 か月以降になりますのでご注意ください。

対象事業所は、「交付申請書」に次の書類を添付して提出してください。

審査終了後に請求書記載の指定口座に奨励金を振り込みます。

(添付書類)

- ① 対象技能実習生等一覧表
- ② 雇用契約書又は労働条件通知書等の写し
- ③ 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（※１）
- ④ 対象技能実習生等の住民票（抄本）の写し（※１）
- ⑤ 対象事業所の市税等を完納していること又は徴収猶予を受けていることの証明書の写し（完納証明書）
- ⑥ 在留カードの写し（在留資格区分を変更した場合）
- ⑦ 奨励金交付請求書
- ⑧ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）

※１ 新規雇用の場合は、対象技能実習生等の雇用保険資格取得日から 12 か月後以降に発行のもの、在留資格区分を変更した場合は、在留資格区分変更日から 12 か月以降に発行したものがが必要です。

※２ 交付申請までに対象技能実習生等の各要件を欠いた場合は対象となりません。

申請年度

※認定を受けた年度の翌年度が
交付申請を行う年度となります。
※各認定申請年度に対する交付申請
を行う年度は右記のとおりです。

認定申請年度		交付申請年度
令和 7 年度	→	令和 8 年度
令和 8 年度	→	令和 9 年度
令和 9 年度	→	令和 10 年度

〒707-8501 岡山県美作市栄町38-2 電話 0868-72-6695

(庁舎移転に伴い令和7年5月7日以降：岡山県美作市^{みらい}美来1番地)

美作市役所 産業政策部 商工政策課

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。